

日本学生支援機構貸与型奨学金について

■ 概要

日本学生支援機構奨学金とは、国の育英奨学事業として（独）日本学生支援機構により運営されている奨学金です。貸与型は「**第一種奨学金**（無利子）」と「**第二種奨学金**（有利子）」の二種類があり、卒業後に返還が必要です。日本学生支援機構の推薦基準に基づいて大学が推薦し、採否は日本学生支援機構が決定しますので、希望者全員が採用になるわけではありません。制度や返還に関する詳細は「**奨学金案内ダイジェスト**（日本学生支援機構作成）」をご覧ください。

	第一種奨学金（無利子）	第二種奨学金（有利子） ＜在学中返還の場合無利子 上限年利率 3%＞
対象者	学部生（1～4年生） 成績不良による留級者および人間環境学部社会人奨学金受給者・外国人留学生は申請できません。 外国籍の方は法定特別永住者、永住者、定住者、日本人（永住者）の配偶者・子、家族滞在に該当する方は申請できません。 その場合、次のいずれかの書類を申請書類と一緒に提出してください。在留カード（コピー）、特別永住者証明書（コピー）、住民票の写し（原本）等、在留資格・在留期間が明記されているもの。 ※「家族滞在」の方は上記の書類に加えて「出入国記録の写し」が必要となります。	
貸与月額	自宅通学：20,000円・30,000円・40,000円・54,000円から選択 自宅外通学：20,000円・30,000円・40,000円・50,000円・64,000円から選択	20,000円～120,000円の範囲で1万円単位で選択
学力基準	1年生：学習成績の状況3.5以上（全教科）※1 2年生以上：前年度までの累積GPA2.1以上 ※1 [2年生：前年度までの累積修得単位数30単位以上] [3年生：前年度までの累積修得単位数58単位以上] [4年生：前年度までの累積修得単位数85単位以上]	明確な学業成績基準および単位数基準はありませんが、学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者とします。
家計基準 ※2	上限収入は、家族状況によって変わります。別冊「貸与奨学金案内」を参照してください。	
利率	なし	貸与終了時に決定（上限年利率3%）します。申請時に「利率固定方式」または「利率見直し方式」のいずれかを選択。
保証制度	「人的保証制度」または「機関保証制度」のいずれかを選択。	
貸与期間	卒業までの最短修業年限（毎年12月中旬～1月に継続手続きが必要となります。P26を参照してください。） 休学・留学期間中は奨学金の貸与を休止します（留学は条件により異なる）。成績不良による留級者は奨学金の貸与を受けることができません。廃止となります。	
貸与開始月	2025年4月分から	2025年4月～9月の間で希望する月を申請時に選択。
振込日	初回振込日：2025年7月11日から毎月1回（貸与開始月が4月の場合は4～6月分を合算振込）※3 原則毎月11日に振込 ※4	
募集時期	春と秋。秋の二次募集の詳細は本学ウェブサイト等でご案内します。	
推薦について	日本学生支援機構の推薦基準に基づき大学が推薦し、採否は日本学生支援機構が決定します。	
採否結果発表	法政大学情報ポータルサイトに掲載します（P32参照）。 また、不採用者には、日本学生支援機構からの不採用理由が記載された通知を郵送します。	
返還方法	貸与終了または卒業後の翌月から7カ月目に指定口座から引き落としして返還。 月賦または月賦＋半年賦を返還誓約書提出時に選択してください。返還年数は、借入金額等により異なります。	
備考	現在日本学生支援機構奨学金の貸与を受けており、その奨学金の継続のみ希望する者は申請不要です。 ただし、第一種または第二種の貸与を受けている者が新たに併用貸与を希望する場合や、第一種から第二種、または第二種から第一種への変更を希望する場合には申請が必要です。	

※1 第一種・第二種併用希望の場合も対象。生計維持者（父母、父母がいない場合は父母に代わって生計を支えている人）が住民税非課税の場合には、成績基準が緩和されます。

※2 マイナンバーで取得した一昨年の年間収入金額（2023年1月1日～12月31日）により、審査されます（※秋は2024年1月1日～2024年12月31日）。

※3 貸与開始月が8月の場合の初回振込日：2025年8月8日、9月の場合の初回振込日：2025年9月11日

※4 振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関の休業日の前営業日に振り込まれます。

入学時特別増額貸与奨学金

4月を貸与開始月として奨学金を申し込む2024年度入学者（編入生含む）に限り、希望により初回振込時に、以下の金額を増額して貸与を受けることができる制度です。

貸与金額：10万円・20万円・30万円・40万円・50万円

利 息：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率

対 象 者：第一種奨学金又は第二種奨学金の申込者

申込条件：「奨学金案内ダイジェスト」を参照してください。

【注意】入学時特別増額貸与奨学金だけの申請はできません。

第二種奨学金の利率

「利率固定方式」または「利率見直し方式」のいずれかを選択します。

[利率固定方式]

貸与終了後に決定した利率が返還完了まで適用されます。将来、市場金利が上昇・下降しても、返還利率は変動しません。

[利率見直し方式]

返還期間中、おおむね5年毎（返還期限猶予中を除く）に見直された利率が適用されます。貸与終了時の利率を基点とし、将来、市場金利が上昇した場合は高い利率が適用され、市場金利が下降した場合は低い利率が適用されます。

※いずれの方式でも年利3.0%を上限とします（奨学金貸与中および在学猶予・返還期限猶予中は無利子）。

【参考】2025年3月に貸与が終了した方の利率は、

利率固定方式が1.641%、利率見直し方式が1.100% でした。

最新の貸与利率については、日本学生支援機構奨学金のウェブサイト

(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/riritsu/index.html) をご覧ください。

保証制度（必ず全員が選択）

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けるためには、「人的保証制度」もしくは「機関保証制度」を選択しなければなりません。申請受付時までに保証制度を決定していなければいけませんので、2つの保証制度についてよく理解しておく必要があります。

なお、採用後の保証制度変更については、連帯保証人、保証人の死亡や破産等のやむを得ない事情がある場合に限り人的保証から機関保証への変更はできますが、採用時に遡って保証料を一括納入する必要があります。機関保証から人的保証への変更は一切できません。

[人的保証制度]

連帯保証人と保証人を選任して、奨学生本人が奨学金を返還できなくなった場合に奨学生に代わって返還する義務を負う制度です。あらかじめ、確実な承諾を得てください。保証人を選任できない場合は機関保証を選択してください。

連帯保証人：原則として父母のいずれか（本人の配偶者・婚約者は不可、債務整理中は不可）

保 証 人：本人及び連帯保証人と別生計の4親等以内（父母と本人の配偶者・婚約者は除く）の成人親族（兄弟姉妹・おじ・おば等）。やむを得ない場合を除き、スカラネット申込時に満65歳未満であること（債務整理中は不可）。

※採用にあたって返還誓約書提出時には、連帯保証人及び保証人の署名・捺印（実印）と「印鑑登録証明書」、連帯保証人の「収入に関する証明書」の提出が必要になります。

[機関保証制度]

連帯保証人や保証人を引き受けてもらえない場合に、保証機関に毎月一定の保証料を支払うことで奨学金の貸与を受けることができます。連帯保証人・保証人を選任する代わりに、月々の奨学金から保証料が差し引かれます。返還を一定期間延滞した場合は保証機関が本人に代わり返還しますが、その分の奨学金の未返済額及び延滞金は本人に一括して請求されます。保証料月額は、「奨学金案内ダイジェスト」をご覧ください。

所得連動返還型奨学金制度

第一種奨学金については、所得の変動に応じて返還月額と返還期間が変動する「所得連動返還方式」を選択できます。詳細は日本学生支援機構ホームページをご覧ください。

■ 採否結果の発表

採否結果の発表については、法政大学情報ポータルサイトに掲載します。詳細はP32を参照してください。電話での問い合わせには一切応じられません。

■ 奨学生採用後の手続き

日本学生支援機構での審査後に奨学生として採用された場合、下記のような手続きが必要になります。これらの手続きを怠ると奨学生の資格を失いますので注意してください。

返還誓約書の作成・提出 採用月の下旬に案内予定

採用と同時に「返還誓約書」を作成・提出する義務が生じます。日本学生支援機構から大学を通じて「奨学生証」「奨学生のしおり」と共に「返還誓約書」が交付されますので、必要事項を記入の上、添付書類とともに必ず提出してください。なお、返還誓約書を定められた期限までに未提出の場合は貸与された奨学金を一括返還の上、採用取消となります。

返還誓約書は、申請時に選択した保証制度によって提出する書類が異なりますので、下記を参照してください。

保証制度	返還誓約書の署名・捺印者	添付書類
人的保証	本人：署名 連帯保証人：署名・捺印（実印） 保証人：署名・捺印（実印）	連帯保証人：①印鑑登録証明書（原本） ②収入に関する証明書 （最新の源泉徴収票、所得証明書等） 保証人：印鑑登録証明書（原本）
機関保証	本人：署名 本人以外の連絡先となる方：署名	「保証依頼書・保証料支払依頼書（機構・協会用）」 本人：署名

(注) これらの書類は申請時の書類とは別にご用意いただくものです。

「印鑑登録証明書」は、奨学金申込日から3カ月前以降に発行されたものをご用意ください。

留学・休学・退学等学籍異動に関わる手続き

必ず、各キャンパスの奨学金担当窓口にご相談し、所定の手続きを行なってください。休学中は、奨学金は「休止」となります。なお、派遣留学や SA での留学期間中は奨学金を受けることができませんが、その場合でも、以下に記載の継続手続きが必要です。

奨学金の継続手続き 毎年 12 月中旬

次年度以降も継続して日本学生支援機構奨学金の貸与を受けるためには、毎年継続手続きを行う必要があります。継続手続きは、毎年 12 月中旬に法政大学ウェブサイトや Hoppii の Web 掲示板「その他のお知らせ」でご案内します。指定された期間内にインターネットを通じて手続きします。

継続手続き入力後、翌年度 4 月に大学が適格認定報告を行い、成績基準に満たない場合や留級した場合には奨学金の「廃止（資格喪失）」「停止（貸与の 1 カ年停止）」「警告」などの処置がとられます。継続が認定された場合には 4 月分から振込まれます。なお、4 年生は、継続手続きは不要ですが、下記の返還手続きが必要となります。

返還手続き

奨学金の貸与が終了すると返還の義務が生じます。奨学金の返還は、貸与終了の翌月から数えて 7 カ月目から始まります。登録した預貯金口座から自動引き落としで返還します。卒業期まで貸与を受ける方は、貸与終了年度（4 年生）の 11 月頃に、口座振替制度（リレー口座）へ加入して返還の準備を行います。なお、卒業期まで貸与を受けず途中で辞退した方は、辞退時に別途ご案内します。また返還にあたっては、一括返還や一部を繰上返還することも可能です。